

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月15日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第15号

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年広島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
法令	条項	法令	条項
略		略	
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、 <u>第8条第1項及び第8条の5第1項</u>	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び <u>第8条第1項</u>
略		略	
警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条（ <u>警備業者がその主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行うおうとするときの届出に限る。</u> ）、 <u>第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>	警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項並びに <u>第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項</u>
略		略	
緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程（平成8年広島県公安委員会規程第4号）	第5条第1項及び第13条第1項	緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程（平成8年広島県公安委員会規程第4号）	第5条第1項及び第13条第1項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平	第8条第1項		

成13年法律第57号)	
別表第2 (第4条, 第5条関係)	
法令	条項
略	
道路交通法施行規則	第5条第1項, 第8条第1項 及び第8条の 5第1項
略	
警備業法	第9条 (警備 業者がその主 たる営業所の 所在する都道 府県以外の都 道府県の区域 内で警備業務 (内閣府令で 定めるものを 除く。)を行 おうとする ときの届出に限 る。), 第10 条第1項, 第 16条第2項及 び第3項並び に第17条第2 項
略	
緊急通行車両等及び規制 除外車両の確認に係る事 前届出に関する規程	第5条第1項 及び第13条第 1項
自動車運転代行業の業務 の適正化に関する法律	第8条第1項

別表第2 (第4条, 第5条関係)	
法令	条項
略	
道路交通法施行規則	第5条第1項 及び第8条第 1項
略	
警備業法	第10条第1項 並びに第16条 第2項及び第 3項並びに第 17条第2項
略	
緊急通行車両等及び規制 除外車両の確認に係る事 前届出に関する規程	第5条第1項 及び第13条第 1項

附 則

この公安委員会規則は、令和5年1月4日から施行する。